

第32号議案関係資料

消防関係事業の取扱いについて

平成15年6月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(22) 消防関係事業

消防専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	警防拠点整備事務事業							B	
2	警防体制運用事務事業 (車両直近選別システム)				x			B	
3	警防調査事務事業 (中高層建物実態調査)							B	
4	火災警備強化事務事業							B	
5	各種災害出動報告事務事業							B	
6	消防水利整備事務事業 (消火栓)							B	
7	地域住民も使用する消防機材整備事業	x	x	x				A	
8	防火水槽等建設補助金事業	x	x	x	x	x		C	
9	化学災害対策事務事業		x			x	x	B	
10	風水害警戒警備事務事業							B	
11	広域消防応援対策事務事業							B	
12	救急隊員の安全管理事務事業							B	
13	救急、救助報告統計事務事業							B	
14	救助業務事務事業							B	
15	応急手当普及啓発活動事務事業							B	
16	緊急通報の受理事務事業							B	
17	出動指令事務事業							B	
18	消防無線設備運用事務事業							B	
19	消防団組織管理事務事業 (消防団の定員・年齢について)							B	
20	消防団員の教育訓練研修事務事業							B	

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21	消防団福祉共済事務事業		x	x	x			B	
22	費用弁償等支給事務事業 (費用弁償額)							B	
23	消防団庶務運営事務事業							B	
24	被服等貸与事務事業							B	
25	車両・機械器具・装備整備事務事業							A	
26	報酬支給事務事業 (年報酬支給額)							B	
27	消防団運営交付金事務事業 (交付金の対象経費)		x	x		x		B	
28	消防協力会事業	x	x	x		x		C	
29	消防団に関する委託事務事業				x			B	
30	火災予防条例規制事務事業							B	
31	自主防火組織事務 (婦人防火クラブ)			x				B	
32	煙火の消費許可に関する事務処理要綱				x			B	
33	危険物保安技術協会への委託事業	x	x	x		x	x	A	
34	消防同意事務							B	
35	り災証明発行事務							B	
36	施設維持管理事務							B	
37	寝具類賃貸借事務							B	
38	消防職員被服貸与事務							B	
39	消防自動車管理事務							B	
40	その他の庶務事務							B	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(22) 消防関係事業

消防専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
41	消防吏員採用試験事務							B	
42	大型免許取得奨励事務		×		×			B	
43	職員研修・学校派遣教育							B	
44	昇任・選考・機関員登用試験							B	
45	表彰事務(消防職員・一般消防協力者)							B	
46	勤務制度							B	
47	施設・車両整備事業							B	
48	消防出初式							B	
49	消防組織							B	
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59									
60									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
61									
62									
63									
64									
65									
66									
67									
68									
69									
70									
71									
72									
73									
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 警防拠点整備事務事業	市街地を中心に地域消防拠点体制として、3消防署を基軸に消防車5分体制、救急車6分体制で加-することを基本として消防、救急需要に対する警防拠点となる、消防分遣隊を整備している。	始良郡西部消防組合の消防拠点1箇所消防隊1隊、救急隊を配置	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	拠点1(消防本部、消防署)
2 警防体制運用事務事業 (車両直近選別システム)	消防車の出動体制について、迅速な災害対応を行うため、出動車両の直近選別システムを運用している。 車両動態位置管理システムを導入し消防車両の端末への出動指令システムの運用している。	始良郡西部消防組合で実施している。 直近選別システム該当なし 車両動態システムあり 分遣所への指令システムあり	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
(緊急通報出動)	在宅介護支援の必要な高齢者、障害者からの火災、救急の緊急通報センターから移報信号で受理する端末を通信指令システムに組み込み緊急時に素早く発信地に消防車、救急車を出動させるシステムを運用している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
(通常警備)	火災出動体制 第1から第3出動及び特命出動の4種類 建物火災1件の出動台数 密集地6台、市街地等5台 消防車1台の最低人員4名	始良郡西部消防組合で実施している。 火災出動体制は第1から第3出動の3種類で出動車両1台の最低人員2名 吉田分遣所は、指揮車1、タンク車1、救急車1が配置されている。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	災害出動体制 第1・第2・特命出動の3種類 第1出動～署、校区分団 第2出動～署の非番・週休者、校区分団隣接校区分団 特命出動～署全員、全分団 火災出動体制～当務者7名 救急の管外出動時は非番、週休者等を補充する。
(非常警備)	風水害等災害による大規模災害時の警備体制は、通常時署長の指揮により警備活動を実施、非常時には次長指揮の発動を行い全局的な運用を行っている。 また市災害対策本部の1対策部として消防警備事務を行っている。 消防法以外の市長事務の執行としては、気象予報の受理及び住民への伝達業務並びに避難勧告事務を行っている。	始良郡西部消防組合で実施している。 通常時は本署長が指揮を行う。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	非常災害時における、警備体制は、通常時消防長の指揮権を最高位とし、非常時は、次長が指揮権の発動を行う。 非常警備体制が発令されたときは、警備、防ぎよ、その他の警備事務を処理する。 災害対策本部組織には入っているが、別に連絡系統を作成している。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
消防業務は日置地区消防組合で実施しており、松元町には消防拠点が無い。	消防業務は日置地区消防組合で実施しており、郡山町には消防拠点が無い。	松元町、郡山町に警防拠点が無い。	松元町、郡山町の区域をそれぞれ担当する消防救急の拠点については、合併後、早期に新設する。
日置地区消防組合で実施している。伊集院町の本署が対応し指令台運用システムにより消防車を運用している。	松元町に同じ。	指令システムが異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防本部通信指令システムには、在宅介護支援の必要な高齢者、障害者からの火災、救急の緊急通報を受理する端末は組み込まれていない。	松元町に同じ。	緊急通報システムの構築状況が異なる。(鹿児島市のみ。)	
日置地区消防組合で実施している。本町は、伊集院町の本署が所轄している。 出勤区分～普通出勤と特命出勤 建物火災1件の出勤台数3台 1台最低人員2名	松元町に同じ。	警備体制の運用形態が異なる。	
日置地区消防組合で実施している。	松元町に同じ。	非常警備体制が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(消防指揮業務)	消防活動の指揮運用は、署毎の運用で署長指揮を基本とし指揮業務を所掌する隔日勤務の警防係を置き業務を行っている。 当直指揮体制～警防係長 部隊指揮システム～署長指揮(大隊長) 警防係長指揮～中隊長(司令) 分遣隊長指揮～小隊長(司令補) 分隊長～分隊(士長) 消防団～署の指揮下	始良郡西部消防組合の体制 当直指揮体制～当直隊長 分遣所指揮～分遣所長) 分隊長指揮(士長)	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	消防長指揮を基本としている。 1 火災等の消防活動は、当直分隊長(司令補)が指揮者となる。 2 救急隊長は状況によって救命士である消防士が行うことがある。
(消防安全管理)	安全管理業務について事前の対策、活動中の励行マニュアル、基準及び検証等のシステムを運用している。 事前対策～研修、安全委員会における訓練施設等のチェック 活動対策～安全管理者の指定 事後対策～安全委員会による事後検証 安全管理者～士長以上の階級 2隊以上の活動の安全管理～司令補以上の階級の者 分隊活動の安全管理者～士長以上の安全管理者を指名	始良郡西部消防組合で実施している。 事前対策～安全管理教育の実施及び安全責任者等における訓練施設等のチェックを行う。 活動対策～安全責任者等を指定する。 訓練時～安全主任者等を配置する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	安全管理者～消防長
3 警防調査事務事業 (中高層建物実態調査)	4階以上の建物のはしご車の進入及び伸梯状況を調査し把握する。 平成14年度現在～5,825棟	始良郡西部消防組合で調査を実施する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	平成14年度 4階以上の建物 2棟
(重点特殊建築物実態調査)	人命危険、建物構造・階層・消防活動の難易等の調査を行い、総合的に判断して指定し、警備計画を作成する。 184箇所指定(H14.9現在)	始良郡西部消防組合で調査を実施する。 吉田町には該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	警備計画作成基準はあるが、作成していない。
(消防危険地域実態調査)	人命危険、延焼要素及び消火要素の難易等を総合的に判断して必要と認められる地域を指定し、警備計画を作成している。 平成14年度 9箇所	始良郡西部消防組合で調査を実施する。 吉田町には該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	様式はあるが作成していない。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施している。 災害活動は、現場最高指揮者の指揮命令による。 現場指揮所設置後は、消防長又は消防署長が行う。 消防団も署の指揮下に入り上記指揮者のもとに活動をお願いする。	松元町に同じ。	現場指揮体制が異なる。	
日置地区消防組合で実施している。	松元町に同じ。	安全管理の方法、体制が異なる。	
日置地区消防組合で調査を実施する。 4階以上9棟(4F~7棟、5F~2棟)	日置地区消防組合で調査を実施する。 4階以上4棟	調査内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防組合で調査を実施する。 人命危険、延焼拡大、表示対象物等重要建築物警備計画を作成している。 人命危険性で2箇所が該当している。	同左 4箇所指定	調査内容が異なる。	
日置地区消防組合で調査を実施する。 該当なし	松元町に同じ。	調査内容が異なる。	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(進入困難地域実態調査)	消防車(タンク車)の進入困難な地域を「消防車進入困難地域」に基準に基づき指定し警防対策を取っている。 平成14年度 指定箇所数 12	始良郡西部消防組合で実施するが指定についての規程はない。 地理、道路については、署長が管轄区域内の状況を把握するため、所属職員に警防調査を実施させている。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。 ポンプ車で対応
(トンネル実態調査)	全長300m以上のトンネルの実態を調査し把握している。 全長1km以上のトンネル(JRを除く)については、警備計画を作成している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
(危険物施設等実態調査)	油槽所等については、実態を把握し警備計画を作成している。 当該施設については、年1回以上、防災訓練を実施している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	石油、その他危険物の事故並びに災害発生を予防するための整備点検、規制等に関する計画を作成する。 新日本石油喜入基地の警備計画はない。 災害時は現場打合せで実施。(入門時基地職員による誘導)
(プール充水状況調査)	夏季を除くプールの実態を調査するとともに、充水状況を調査し実態を把握している。 小学校87、中学校32、高校15 合計 166 59,523 t 取水方法は吸管投入方法で投入場所は確保している。	該当なし。 (小学校～5、中学校～2)	鹿児島市に同じ。 小学校2、中学校1(年間を通じて充水している。)	調査事務は行っていないが、充水されている。 小学校 6 中学校 1 2,888 t
4 火災警備強化事務事業	火災が発生したならば被害の拡大が予想される気象条件の時、警備強化指令を発令し出動等に支障のないように必要な措置を行い出動体制を強化し火災対応を行っている。 平均風速7m以上のときもしくは最少湿度40%以下でかつ平均風速5m以上のとき	始良郡西部消防組合で実施する。 気象状況が火災予防上危険であると認めるときは消防長が警備強化を指令する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施する。 消防車進入不能ヶ所4ヶ所	日置地区消防組合で実施する。 消防車進入不能ヶ所6ヶ所	消防車進入困難地域の指定基準が異なる。	
該当なし。	該当なし。	調査基準の策定状況が異なる。(鹿児島市のみ。)	
該当なし。	該当なし	調査実施及び調査に基づく警備計画作成が異なる。	
該当なし。 中学校～1 小学校～4	該当なし。	調査実施が異なる。	
該当なし。	該当なし	基準の策定状況及び内容が異なる。	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(再燃火災防止指導)	火災現場において消防隊引揚後の警戒等の協力を文書を交付し依頼している。 (文書様式あり)	始良郡西部消防組合で実施する。 規程はないが、関係者に設示書を交付している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。 引揚は署長の確認を必要としている。
(自動火災報知設備鳴動出動)	自動火災報知設備鳴動に伴う、出動基準を定めている。 平成13年度 251件出動	該当なし 平成13年中 自動火災報知設備鳴動出動 4件	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	普通の走行で調査に向かう。 平成13年度中 出動なし
5 各種災害出動報告事務事業	災害等に出動した分隊は、消防情報支援システムに活動状況報告を入力し帳票を出力、署長に報告する。 消防情報支援システムにて災害事案は管理する。 報告書種別 1 火災活動報告書 2 救助活動報告書 3 警戒その他活動報告書 4 風水害活動報告書	始良郡西部消防組合の事務である。 報告書種別 1 火災出動報告書 2 救助出動報告書 3 風水害等活動報告書 4 ガスもれ等調査報告書	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	報告書種別 1 火災出動報告書 2 風水害出動、調査報告書
6 消防水利整備事務事業 (消火栓)	消火栓の設置維持管理に要する負担金を水道企業会計へ支出し水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓5502基 規格～地下ネジ式 負担金～67,348千円	消火栓の設置維持に要する負担金を簡易水道会計へ支出し水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 消火栓～151箇所 規格～マチノ式 負担金～1,800千円	消火栓の維持管理に要する負担金を桜島町水道会計へ支出している。 消火栓～132基 規 格～地下マチノ式 負担金～1,584,000円 (132基×1,000円×12月)	消火栓の設置維持管理に要する負担金は署で支出し、水道事業と連携し消火栓の設置及び整備を行っている。 規格 地上マチノ式：318基 地下マチノ式： 1基 負担金～なし
(消火栓等実態調査)	消火栓等消防水利の調査及び整備の要綱を定めている。 新設消火栓設置については、水道局と連携し実態調査を実施している。	新設消火栓設置については、住民の要望等を勘案し水道課と協議の上設置する。	該当なし。	1 消火栓等消防水利の調査整備 2 新設消火栓設置については、水道課と連携し実態調査を実施している。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施する。 再燃火災防止のため関係者に説示書を 交付している。	松元町に同じ。	事務手続きが異なる。	
日置地区消防組合が消防車1台を調査 出向させる。 (緊急走行はしない。) 平成13年度 1件	松元町に同じ。	出動基準が異なる。	
日置地区消防組合で行う事務 災害出動した消防隊は各区分により報 告書を作成し速やかに署長を経て消防長 に提出する。 1 火災出動報告書及び火災防ぎょ報告書 2 救助出動報告書 3 風水害出動報告書 4 その他の出動報告書	同左	報告書の種別及び作成要領が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
消火栓の設置維持管理に要する費用 は、一般会計繰出金により支出し水道事 業として消火栓の設置及び整備を行って いる。 消火栓220基 規格～地下マチノ式 繰出金～13年度実績なし	消火栓～194基 私設消火栓～5基 規格～地下マチノ式 負担金～なし	消火栓設置に係る予算の形態及び消火栓の規格が異 なる。	負担金等については、合併時に鹿児島市の 制度に統合し、消火栓の設置、維持等の事務 は必要な調整をする。ただし、借地につい ては、当分の間、現行どおりとする。
日置地区消防組合が計画的に水利調査 を行い、異状の場合は町へ連絡する。 消火栓を新設した場合は、町から署へ 連絡し、新設消火栓の設置については、 水道係と消防組合が連携し実施してい る。	松元町に同じ。	調査要綱の有無、内容と消火栓設置の手順が異な る。	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(開発行為等の指導)	1 開発行為における防火対象物の予定戸数が10戸以上で当該開発区域の防火対象物を一定の距離で包含できるように消火栓の設置を指導する。 開発区域内の消火栓10個に1個の割合で防火水槽等の設置を指導する。	該当なし	該当なし。	建築確認審査を通して関係法令に基づき指導する。 水利の指導要綱はないが開発業者に対し要望している。(住民も使用する消火栓)
(防火水槽整備)	地震対策における防火水槽の確保として100t又は60tの耐震性の防火水槽を設置している。 100t 22基 60t 51基 40t以下 454基	地震対策における耐震性の防火水槽の確保として、40t、及び50tの耐震性防火水槽を設置している。	火災発生時の消火体制として、40t防火水槽を85基設置しており、14年度は3基設置を予定している。 水は町営の水道を引き込んでいる。	公設防火水槽97基 40t 96基(耐震性4基) 60t 1基 40t以下22基 合計 119基(充足率50%)
(防火水槽用地借地契約)	公設防火水槽で私有地等の敷地に設置しているものは、すべて無償賃借としている。 借地 15箇所	公設防火水槽で私有地等の敷地に設置しているものは、すべて無償賃借としている。 私有地 16基	公設防火水槽のうち私有地等に設置しているものについては、1㎡当たり年額540円支払う。 私有地9件 131.99㎡ 71,250円	36基の水槽を私有地に設置しているが、無償である。 公有地 : 83基 私有地 : 34基 私有・公有地 : 2基
7 地域住民も使用する消防機材整備事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	地域住民も火災の初期消火用に使用する消火資機材を整備するもの。
8 防火水槽等建設補助金事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	町で指導しているが、要綱等はなし	指導基準及び要綱等の設置状況が異なる。	
地震対策における耐震性の防火水槽の確保として、40tの耐震性防火水槽を設置している。 40t ~ 68基 (耐震性以外を含む) 40t未満 2基 (平成14年4月1日現在)	地域要望の箇所毎に毎年3基設置 開発指導等で35基の私設がある。	水槽の設置方針が異なる。	
私有地に設置された防火水槽~14基 借り上げ料 年5,000円(h15.4.1現在)	私有地23基、公有地30基 私有地は無償借用	私有地に設置された防火水槽の借地契約状況、貸借料が異なる。	
喜入町に同じ。	喜入町に同じ。	事業の実施状況が異なる。(喜入町、松元町、郡山町のみ。)	現行どおりとするが、事業の拡張はしない。
該当なし。	地域で設置した防火水槽の補修を行う場合に補助金を交付する。	郡山町だけ実施している。	合併時に廃止する。

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 化学災害対策事務事業	化学車2台が一斉に1時間以上消火泡を放射でき、かつ谷山港油槽所最大防油堤面積を冠泡できる量以上の泡消火剤の原液を確保している。 確保量 47,000ℓ 泡原液搬送車1台,化学車2台,ドラム缶携行缶で保有している。	該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	泡原液貯蔵タンク 12,000ℓ 大型化学車 2,000ℓ 化学車型 500ℓ 署携行缶 500ℓ 合計 15,000ℓ 鹿児島県原液タンク 24,000ℓ
10 風水害警戒警備事務事業	鹿児島市地域防災計画に基づき、がけ、宅地造成、河川等の風水害等警戒区域を指定し同警備計画を作成している。同警備計画に基づき警戒を実施している。 風水害危険地域194箇所 急傾斜地等1445箇所	吉田町地域防災計画に基づき、水害、崖崩れ、土石流、山地崩壊、による危険地域を指定している。同警備計画に基づき警戒を実施している。	桜島町地域防災計画に基づき、地すべり、山崩れの危険が予想される箇所を毎年雨期前に点検調査を行う。	急傾斜地 29箇所 土石流 38箇所 海岸 2箇所
(風水害等被害調査)	風水害等調査要領を定め、風水害等の被害調査を実施している。	吉田町地域防災計画に基づき風水害等の被害調査を行っている。	台風通過後の調査については、道路は建設課、農業関係は経済課を中心に調査を実施している。	風水害等調査要領を定めて、風水害等の被害調査を実施している。
(大雨警戒警備)	警報発令の段階から大雨警戒の警備を強化し対応している。 夜間、休日等の警報発令時に管理部門に人員を配置する。 署における警戒体制は雨量観測等のデータを基に河川等警戒を実施する。 避難勧告の基準を定め早めの避難広報体制を確立している。	警報レベルで河川等の警戒を実施する。	該当なし。	気象状況が悪く、火災予防上危険と認められているときは、町内の全域の警戒を実施する。
(避難勧告)	災対法に基づく市長事務である災害時の避難勧告等の事務について、消防事務として処理している。 1 地域防災計画における消防対策部の業務として位置付け 2 防災行政無線の子局消防局に設置 3 独自の避難勧告基準を定め早めの避難広報体制を確保。	該当なし	桜島町においては、災対法に基づき、災害時における、住民への避難勧告、避難指示等の基準要領を定め、危険区域の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図っている。	上席指揮者は、人的危険の発生のおそれがある場合は、住民を誘導避難させなければならない。 避難勧告事務は、町の総務課で実施する。
(防災情報運用)	市長部局と消防局と災害時における情報の一元化を図るため防災情報システムを構築し、災害事案及び被害情報等の管理や市民へ情報の提供を行っている。	該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし	備蓄量、保有形態が異なる。(鹿児島市と喜入町の み。)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合す る。
松元町地域防災計画に基づき、地すべ り・山崩れ機関地域等を指定している。 地すべり・山崩れ危険地域23箇所 山地災害危険地区 62箇所 山地災害危険地 38箇所	急傾斜地17箇所 地すべり2箇所 土石流99箇所 山地災害26箇所	区域指定及び警戒の基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
地域防災計画に基づき、風水害等の被 害調査を実施している。	同左	調査体制、要領が異なる。	
警報発令段階から警備を強化し対応し ている。 人的警戒体制～夜間休日等の警報発 令時に警備員が受領後、総務課長、建 設課長に伝達総務課長が町長・助役職 員に伝達する。 独自の避難勧告基準を定め、早めの 避難広報体制を確保している。	集中豪雨等により災害が予想される ときは、監視警戒を行い、情報収集する。 住民に対しては、広報等を行うととも に関係機関と連携して避難の指示、勧告 及び誘導、危険区域の設定等を行う。	警戒、警備体制が異なる。	
1 地域防災計画で避難対策は消防団 事務と位置付けている。 2 防災行政無線の親局を役場、地区 遠隔装置を地区公民館長宅(12ヶ所) に設置している。 3 独自の避難勧告基準を定め、早め の避難広報体制を確保している。	1 防災計画で位置付けている。 2 親局は役場 農協に遠隔装置1基 3 松元町に同じ。	避難勧告の基準、事務処理体制が異なる。	
松元町地域防災計画に基づく各災害対 策部と連携を取り、被害の情報管理、被 害情報伝達系統により町民へ情報の提供 を行っている。	該当なし。	システムの構築状況が異なる。(鹿児島市のみ。)	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
11 広域消防応援対策事務事業	大規模災害時における広域消防応援体制を確立している。 1 県消防相互応援協定 2 隣接市町村との消防相互応援協定 3 大規模災害応援出動及び受援計画 4 緊急消防援助隊出動計画	大規模災害時における広域消防応援体制を確立している。 消防関係協定 1 県消防相互応援協定 2 始良町との消防相互応援協定	県消防相互応援協定	消防関係協定 1 鹿児島市との消防相互応援協定 2 指宿郡内との消防相互応援協定 3 県消防相互応援協定 4 災害防止協定(県,喜入町,日石)
12 救急隊員の安全管理事務事業	救急隊に耐刃防護衣を配布している。	該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
(消毒資機材及び消毒室整備)	必要な消毒資機材(エチレン・オキシド滅菌器等)の整備と消毒室の整備を行っている。 消毒室 4 救急拠点で整備済	始良郡西部消防組合で行っている。 必要な消毒資機材(エチレン・オキシド滅菌器等)の整備を行っている。 消毒室なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	必要な消毒資機材として自動式蒸気滅菌器、滅菌ロッカー、滅菌消毒スタンド等を整備している。 消毒室はない。
(感染性廃棄物の処理)	救急隊員の感染防止と安全管理のため、法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者に一括して委託している。	委託での処理はおこなっていない。 各隊で処理	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	指示病院である2医療機関へ依頼している。(無料)
13 救急、救助報告統計事務事業	毎年の救急業務実施状況調べは、消防支援情報システムを活用して作成している。	始良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	支援情報システムなし。 手作業で実施している。
(救急活動報告)	救急業務を実施した都度、消防支援情報システムに活動状況を入力し、どこの部署についても本部で即座に状況を把握できる。 報告書の種類は、救急活動報告、救命処置録、蘇生指標	始良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	支援情報システムなし。 手作業で実施している。
(救助業務実施状況調べ)	毎年の救助業務実施状況調べは、消防支援情報システムを活用して作成している。	始良郡西部消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	支援情報システムなし。 手作業で実施している。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 鹿児島県消防相互応援協定 2 隣接市町村消防相互応援協定	松元町に同じ。	協定種目が異なる。	合併時に鹿児島市が引き継ぐ。
該当なし。	該当なし	耐刃防護衣などの装備が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防組合で実施している。	松元町に同じ。	消毒室の整備状況が異なる。	
日置地区消防組合が行っており、産業廃棄物業者と年度契約により処理している。	松元町に同じ。	処理方法が異なる。	
日置地区消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	松元町に同じ。	システムの構築状況が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	松元町に同じ。		
日置地区消防組合で実施しているが、支援情報システムはなく手作業で実施している。	松元町に同じ。		

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
14 救助業務事務事業	救助業務を執行するため署に特別救助隊を配置している。 救助拠点 中央救助工作分隊 中央署 西 救助工作分隊 西 署 南 救助工作分隊 南 署	特別救助隊なし。 始良郡西部消防組合の中央署(加治木町)に救助工作車を配置し、必要ときは中央署から出動する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
(安全委員会事務)	訓練中における安全を確保し訓練の円滑な運営を図るため、消防救助技術訓練安全委員会を設置している。	安全確保のための確認は随時行っているが、安全委員会はなし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	安全確保のための確認は随時行っているが、安全委員会はなし。
(救助技術訓練事務)	消防総合訓練研修センター、南署訓練場及び各隊において救助技術訓練ができるように、訓練用救助資機材を配布している。	一部の訓練についての救助技術訓練施設はある。 必要な資機材配布済	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	一部の救助技術訓練施設がある。 訓練に必要な資機材は配布している。
(救助資機材の整備)	救助業務を遂行するために必要な資機材の整備を図っている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
15 応急手当普及啓発活動事務事業	応急手当指導員、応急手当普及員及び救命講習受講者を消防支援情報システムで管理している。	始良郡西部消防組合で行っている。 普通救命講習受講者名簿を作成し受講者管理をしている。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	普通救命講習受講者名簿を作成し受講者管理をしている。
16 緊急通報の受理事務事業	消防局で一括受理	始良郡西部消防本部で一括受理 (携帯電話の場合、ほとんど国分へ接続されている。)	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	喜入町消防本部で一括受理
17 出動指令事務事業	消防局から一括指令	始良郡西部消防本部から一括指令	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	喜入町消防本部から一括指令
18 消防無線設備運用事務事業	消防局及び署基地局から送受信を行う。 回線選択装置 有	始良郡西部本部及び分遣所から送受信を行う。 始良郡西部消防本部に手動式の回線選択装置 有	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	喜入町本部から送受信を行う。 回線選択装置 無

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合の本署(伊集院町)に救助工作車を配置し、必要な場合に出動する。	松元町に同じ。	吉田町、松元町、郡山町には救助工作車の配置がなく、出動要件も異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
安全確保のための確認は随時行っているが、安全委員会はなし。	松元町に同じ。	委員会の設置状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	訓練施設の整備状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	救助資機材の整備状況が異なる。	
日置地区消防組合で普通救命講習受講者名簿を作成し受講者管理を行っている。	松元町に同じ。	システムの構築状況が異なる。	
日置地区消防本部で一括受理	松元町に同じ。	119番の接続経路が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
日置地区消防本部から一括指令	日置地区消防本部から一括指令	火災・救急等の指令システムが異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	消防・救急無線の周波数や無線通信システムが異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
19 消防団組織管理事務事業 (消防団の定員・年齢について)	1 定員 890人 2 実員 867人 3 分団数 45分団 4 定年制 導入なし	1 定員 125人 2 実員 124人 3 分団数 6分団 4 定年制 導入なし	1 定員 159人 2 実員 159人 3 分団数 3分団 4 定年制 導入なし	1 定員 113人 2 実員 113人 3 分団数 6分団 4 定年制 導入なし
(任期・入退団について)	1 団長、副団長、分団長 ~ 4年 2 副分団長以下 ~ 任期なし 3 入退団願を分団長を通じて団長に提出し許可を得る。 (入団者及び勤続5年以上の退団者は住民票添付)	1 全階級とも任期は設けていない 2 入退団願を分団長を通じて町長に提出し許可を得る(住民票不要)。	1 団長、副団長、分団長 ~ 2年 2 副分団長以下 ~ 任期なし 3 入退団願を団長に提出し許可を受ける。(住民票不要) 入団後、宣誓書に署名する	1 班長以上 ~ 4年 2 団員のみ任期なし 3 入団~団長が町長の承認を得て任命 4 退団~退団願を団長に提出して、団長の許可を得る。
20 消防団員の教育訓練研修事務事業	1 放水訓練(毎月1回) 2 水防工法訓練(年1回) 3 消防ポンプ操法訓練 4 山林火災訓練 5 桜島火山爆発総合防災訓練	1 水防工法訓練 2 消防ポンプ操法訓練	1 消防ポンプ操法訓練 2 桜島火山爆発総合防災訓練	1 放水訓練 2 消防ポンプ操法訓練 3 石油コンビナート防災訓練
21 消防団福祉共済事務事業	「鹿児島市消防団員共済会」 1 会長~消防団長 2 副会長~副団長5名 3 理事~5名分団長代表 4 監事~2名 5 顧問~消防局長 6 事務局~警防課消防団係 7 会費~全団員の年報酬から費用弁償1回分を会費として徴収 8 事業~退職・成人者への記念品贈呈 入校者への激励金・見舞金・弔慰	該当なし	該当なし。	該当なし。
22 費用弁償等支給事務事業 (費用弁償額)	1 水火災の場合 1回につき 6400円以内 2 警戒の場合 1回につき 6400円以内 3 訓練の場合 1回につき 6400円以内 4 軽微な作業 1回につき 3200円以内	1 水火災の場合 1回につき 5,000円 2 警戒の場合 1回につき 4,500円 3 訓練の場合 1回につき 4,500円	1 水火災の場合 1回につき 5100円 2 警戒の場合 1回につき 4600円 3 訓練の場合 1回につき 4600円以内	1 災害、警戒、訓練等 1回につき 4400円 2 幹部会議等 1日につき 4400円

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 定員 127人 2 実員 127人 3 分団数 5分団 4 定年制 導入なし	1 定員 112人 2 実員 110人 3 分団数 7分団 4 定年制 導入している	定数ほか全て異なる。	合併時に鹿児島市消防団に統合する。 消防団は1団、消防団長は1名とし、分団、班は現体制のまま引き継ぐ。
1 班長以上 ~ 4年 2 団員のみ任期なし 3 入退団願を団長に提出して、許可を受ける。	1 団長、副団長、分団長 ~ 4年 2 副分団長以下 ~ 任期なし 3 入退団願を団長に提出して、許可を受ける。	役職任期の制度が異なる。	
1 放水訓練 2 消防ポンプ操法訓練	1 放水訓練 2 消防ポンプ操法訓練 3 規律訓練	教育訓練項目が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
松元町消防団拠出金会 1 会 長 ~ 団長 2 書記長 ~ 副団長 3 書記、会計は各分団持ち回り 4 理事は各分団長 5 監事は役場の総務課消防交通係 6 会費：各分団 5万円 役場分団4万円 7 事業：分団行事の助成、学校入校者への助成、各種見舞金	「郡山町消防団親睦会」 1 会 長 - 副団長 2 副会長 - 1名 3 監事 - 2名・書記会計 - 1名 4 委員 - 18名 5 事務局 - 総務課消防交通係 6 会費 - 年報酬の11%相当額 7 事務事業 慶弔、研修、及び各種見舞金	会費、事業内容等が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
1 出場手当 1回につき 5100円 2 訓練手当 1日につき 5100円	1 水火災の場合 1回につき 5100円 2 警戒の場合 1回につき 5100円 3 訓練の場合 1回につき 5100円 4 軽微な作業 1回につき 5100円	費用弁償額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(費用弁償対象費目)	<p>費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。</p> <p>1 水火災 風水害等災害出動, 火災出動, 救急業務協力, 人命救助作業等, その他消防局長が必要と認めるとき。</p> <p>2 警戒 火災等警戒, 風水害等警戒, 広報警戒, その他消防局長が必要と認めるとき。</p> <p>3 訓練 研修, 基礎訓練, 応用訓練, 消防操法訓練, その他消防局長が必要と認めるとき。</p> <p>4 軽微な作業 (1) 水火災の災害に出動し水防活動又は防ぎよの必要がなかったとき。 (2) 誤報虚報による災害出動のとき。 (3) 水火災の災害現場に現場報告をした後到着したとき。 (4) 出動準備作業に従事したとき。 (5) 消防車両及び機械器具等の修理等に運行したとき。 (6) その他各号に準ずる職務に従事した場合で消防局長が必要と認めるとき。</p>	<p>費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。</p> <p>1 水火災 ? 風水害等災害出動 ? 火災出動 ? 救急業務協力 ? 人命救助作業等 ? その他町長が必要と認めるとき。</p> <p>2 警戒 ? 火災等警戒 ? 風水害等警戒 ? 広報警戒 ? その他町長が必要と認めるとき。</p> <p>3 訓練 ? 研修 ? 基礎訓練 ? 応用訓練 ? 消防操法訓練 ? その他町長が必要と認めるとき。</p>	<p>費用弁償の支給対象となる職務は次のとおりとする。</p> <p>1 水火災 ? 風水害 ? 火災出動</p> <p>2 警戒 ? 火災警戒 ? 広報</p> <p>3 訓練</p>	区分していない。
(費用弁償支給方法)	<p>分団が提出した出場報告書により費用弁償明細書を作成し、各団員の口座への振込みを金融機関へ依頼するとともに、明細書を各分団長あて送付する。 毎月26日に振り込む。ただし、26日が土、日、祝日の場合は前の平日に振り込む。</p>	<p>出勤日誌 パソコンで集計 下半期出勤手当でまとめて支払う 各分団長が各団員に手渡し領収印をもらう 各分団長が担当へ</p>	<p>前日までに159名分の資金前渡を行う。 訓練等を実施した後、班の口座に振り込む。</p>	<p>毎月、各分団長が消防日誌を作成し、出勤日数と合わせて提出する。 消防団長が毎月決裁を行う。 4月に全団員の報酬、費用弁償受領について、権限を団長に委任する。 全団員の費用弁償を伝票処理し、団長名義の通帳に振りこませ、年2回個人別支払い明細書を作成し各分団長に現金で支払全団員から、受領印をもらい領収書としている。</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
喜入町に同じ。	喜入町に同じ。	費用弁償の支給対象の職務区分と職務区分が異なる。	
各出動後に行われる点検報告により、 人員を確認をし、6ヶ月まとめて各分団の 指定する口座へ振り込んでいる。	年2回支払い (12月上旬及び3月下旬) 各分団長からの出場報告及び町の確認 に基づき支出。 各分団の通帳に振込み。	支払い方法、時期、相手が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(旅費額)	1 日当(1日につき) (1) 副団長以上 2,600円 (2) 分団長以下 2,200円 2 宿泊料 (1) 甲地方 副団長以上 13,100円 分団長以下 10,900円 (2) 乙地方 副団長以上 11,800円 分団長以下 9,800円 3 食卓費(1夜につき) (1) 副団長以上 2,600円 (2) 分団長以下 2,200円	1 日当(1日につき) 2,200円 2 宿泊料(1夜につき) 県外 10,900円 県内 9,800円 ただし、消防学校入校中の宿泊料は1夜につき 5,300円 3 食卓料(1夜につき) 2,200円	1 日当(1日につき) ? 甲地方 消防団長 1,100円 その他の団員 850円 ? 乙地方 消防団長 2,200円 その他の団員 1,700円 2 宿泊料(1夜につき) ? 県内 消防団長 9,800円 その他の団員 800円 ? 県外 消防団長 10,900円 その他の団員 9,000円 3 食卓料(1夜につき) ? 消防団長 2,200円 ? その他の団員 1,700円	1 日当(1日につき) ? 団長、副団長 2,600円 ? 団員 2,200円 2 宿泊料(1夜につき) ? 甲地方 団長、副団長 13,100円 団員 10,900円 ? 乙地方(県外) 団長、副団長 11,800円 団員 9,800円 ? 乙地方(県内) 団長、副団長 10,000円 団員 9,000円 3 食卓費 団長、副団長 2,600円 団員 2,200円
(旅費支給方法)	旅行命令の事案が生じた場合は、旅行命令簿兼予算執行伺書で旅行命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。 旅行後、旅行復命書で報告する。	旅行命令の事案が生じた場合は、旅行命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。	旅行命令の事案が生じた場合は、起案浄書発送依頼書で命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。	旅行命令の事案が生じた場合は出張命令簿にて旅行命令権者の決裁を受け、予算執行伺書の決裁を受け支出命令書を作成し旅費を当該団員に支給する。 旅行後、旅行復命書で報告する。
23 消防団庶務運営事務事業	消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 消防団員進退上申書 3 設備資材台帳 4 給貸与品台帳 5 諸令達 6 運営交付金出納簿	特に規則がないが、次の文書簿冊等は消防団係が管理している。 1 消防団員名簿 2 消防団員進退上申書 3 資機材台帳 4 貸与品台帳	消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 沿革誌、3 日誌 4 設備資材台帳 5 区域内図 6 地理水利要領 7 金銭出納簿 8 年手当受払簿 9 給与品貸与品台帳 10 諸伝達簿、(11) 雑書類 12 消防法規例規綴	消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 消防日誌 3 機械器具点検簿 4 備品台帳

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 日当 団員 2,200円 2 宿泊費 (1) 県外 10,900円 (2) 県内 9,800円 3 食卓費 2,200円	松元町に同じ。	日当、宿泊費等の金額が異なる。	
旅行命令の事案が生じた場合は出張命令簿にて命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。	旅行命令の事案が生じた場合は旅行命令簿にて命令権者の決裁を受け、旅費を当該団員に支給する。 帰着後、出張命令簿にて復命する。	旅行命令簿書式、処理過程が異なる。	
消防団及び分団には、次の文書簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。 1 消防団員名簿 2 沿革誌、3 日誌 4 設備資材台帳 5 区域内図 6 地理水利要領 7 金銭出納簿 8 年手当受払簿 9 諸令達簿 10 雑書綴 11 消防法規例規綴	消防団員名簿、備品台帳等があり役場で管理している。	文書簿冊の種類及び管理方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
24 被服等貸与事務事業	<p>消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。</p> <p>1 制帽 毀損時取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日)</p> <p>2 作業帽 6年, 全員配布(随時)</p> <p>3 安全帽 毀損取替, 分団配布(随時)</p> <p>4 防火帽 毀損取替, 分団配布(随時)</p> <p>5 制服 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日)</p> <p>6 盛夏服 6年, 全員配布 (6月1日～9月30日)</p> <p>7 冬活動服 6年, 全員配布 (10月1日～翌年5月31日)</p> <p>8 夏活動服 6年, 全員配布 (5月1日～9月30日)</p> <p>9 防火衣 毀損取替, 分団配布(常時)</p> <p>10 外とう 毀損取替 副団長以上及び各分団4着(随時)</p> <p>11 雨衣 6年, 全員配布(随時)</p> <p>12 袷タイ 6年, 全員配布(随時)</p> <p>13 バンド 6年, 全員配布(常時)</p> <p>14 靴 3年, 全員配布(常時)</p> <p>15 消防手帳 毀損取替 全員配布(常時)</p> <p>16 階級章 毀損取替 全員配布(常時)</p>	<p>消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。</p> <p>1 制帽 毀損取替, 副団長以上</p> <p>2 制服 毀損取替, 副分団長以上</p> <p>3 冬作業服 6年, 全員配布</p> <p>4 夏作業服 6年, 全員配布</p> <p>5 防火衣 毀損取替, 分団配布(随時)</p> <p>6 半長靴 3年, 全員配布(随時)</p> <p>7 ヘルメット 毀損取替, 全員配布</p> <p>8 法被 毀損取替, 全員配布</p> <p>9 バンド 6年, 全員配布</p> <p>10 階級章 毀損取替, 全員配布</p> <p>11 ネクタイ 6年, 全員配布</p> <p>12 雨衣 6年, 全員配布</p>	<p>消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。</p> <p>1 制帽 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日)</p> <p>2 冬略帽 8年, 全員配布 (10月1日～翌年5月31日)</p> <p>3 夏略帽 8年, 全員配布 (6月1日～9月30日)</p> <p>4 甲種衣 毀損取替, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日)</p> <p>5 乙種衣 毀損取替, 全員配布(年間)</p> <p>6 盛夏略衣 8年, 全員配布 (6月1日～9月30日)</p> <p>7 紺作業服 8年, 全員配布 (10月1日～翌年の5月31日)</p> <p>8 半長靴 6年, 全員配布(常時)</p> <p>9 袷タイ 6年, 全員配布(常時)</p> <p>10 胸章 毀損取替, 全員配布(随時)</p> <p>11 ヘルメット 毀損取替, 全員配布(随時)</p>	<p>消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。</p> <p>1 制帽 毀損取替 (11月1日～翌年の5月31日)</p> <p>2 冬略帽 5年 (11月1日～翌年5月31日)</p> <p>3 夏略帽 5年 (6月1日～10月31日)</p> <p>4 甲種衣 毀損取替 (11月1日～翌年の5月31日)</p> <p>5 乙種衣 毀損取替(年間)</p> <p>6 夏衣 5年 (6月1日～10月31日)</p> <p>7 冬衣 5年 (11月1日～翌年5月31日)</p> <p>8 半長靴 5年(常時)</p> <p>9 ネクタイ 5年(常時)</p> <p>10 階級章 毀損取替(随時)</p> <p>11 バンド夏 5年 (6月1日～10月31日)</p> <p>12 バンド冬 (11月1日～翌年5月31日)</p> <p>13 雨靴 5年(年間)</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。 1 制帽 毀損取替,副団長以上 (随時) 2 安全帽 6年、全員配布 (定めていない) 3 制服 毀損取替,副団長以上 (随時) 4 盛夏服(長袖) 毀損取替,全員配布 (5月1日～6月30日) (9月1日～10月31日) 5 冬活動服 10年、全員配布 (11月1日～翌年4月30日) 6 夏活動服(半袖) 10年、全員配布 (7月1日～8月31日まで) 7 雨衣 (定めていない) 8 裃 毀損取替,副団長以上 (随時) 9 バンド 10年、全員配布 (定めていない) 10 半長靴 10年、全員配布 (常時) 11 雨靴 毀損取替,全員配布 (常時)	消防団員が着用する被服等の貸与品の品目、着用期間及び貸与期間は下記のとおりとする。 1 制帽 毀損取替,分団長以上 (出初式のみ) 2 作業帽 毀損取替,全員配布 (10月1日～翌年の4月30日) 3 盛夏帽 毀損取替,全員配布 (5月1日～9月30日) 4 7ホ口帽 毀損取替,全員配布 (随時) 5 安全帽 毀損取替 (随時) 6 制服 毀損取替,分団長以上 (出初式のみ) 7 盛夏服 毀損取替,全員配布 (5月1日～9月30日) 8 作業服 毀損取替,全員配布 (10月1日～翌年の4月30日) 9 法被 毀損取替 (随時) 10 防寒着 毀損取替,全員配布 (随時) 11 雨衣 毀損取替 分団に5着程度配布 (随時) 6 防火帽 毀損取替,一部団員 (随時)	貸与品の品目、着用期間及び貸与期間が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況																													
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町																										
(被服等の貸与品の管理及び配布)	<p>被服等の貸与品は、台帳及びパソコンシステムで管理され、特に貸与期間のある被服等については、交付月日及びサイズを各分団員ごとに入力している。</p> <p>被服等の購入にあつては、更新者分を被服管理システムで該当者リストを出力し、新入団員分、更新者分及びき損時取替えの分を予算編成時に数量を出し、その数量分を購入依頼をする。</p> <p>被服等の配布は庶務研修等の機会をとらえ配布を行っている。</p>	<p>被服等の貸与品は、台帳及びパソコンシステムで管理され、特に貸与期間のある被服等については、交付月日及びサイズを各分団員ごとに入力している。</p> <p>被服等の購入にあつては、更新者分及びき損取替分を予算編成時に数量を出し、その数量分を購入依頼する。</p> <p>被服等の配布は随時、各分団長を通じて行っている。</p>	<p>被服等の貸与品については台帳で管理されている。</p> <p>被服等の購入については、該当者リストを管理し、予算編成時に数量をは握し、購入する。</p>	<p>被服等の貸与品については台帳で管理されている。</p> <p>特に貸与期間のある被服等については、交付年を各分団員ごとに入力している。</p> <p>被服等の購入にあつては、新入団員分についてはその都度行い、更新者分には予算編成時に数量を出し、その数量分を購入依頼をする。</p> <p>被服等の配布は分団長を通じて配布を行っている。</p>																										
25 車両・機械器具・整備事務事業	<p>消防団の車両台数及び積載器具は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>1 水槽付ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 小型動力ポンプ積載車</td><td>44台</td></tr> <tr><td>3 ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>4 ミニ消防車(小型動力ポンプ積載)</td><td>3台</td></tr> <tr><td>5 指令車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>6 携帯用発電機</td><td>57台</td></tr> </table> <p>積載車にはC-1ポンプを積載している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な積載器具 ホース、筒先、ジェットシュター (ジェットシュターは郊外分団のみ) ・主な保有器具 チェーンソー、震災対策用器具 (大ハマー、バール、鋸、ジャッキ) 	1 水槽付ポンプ自動車	1台	2 小型動力ポンプ積載車	44台	3 ポンプ自動車	1台	4 ミニ消防車(小型動力ポンプ積載)	3台	5 指令車	1台	6 携帯用発電機	57台	<p>消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>1 水槽付ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>2 小型動力ポンプ積載車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>3 ポンプ自動車</td><td>7台</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・主な積載器具 無線機、ホース、筒先 	1 水槽付ポンプ自動車	1台	2 小型動力ポンプ積載車	1台	3 ポンプ自動車	7台	<p>消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>1 小型動力積載車</td><td>9台</td></tr> <tr><td>2 ポンプ自動車</td><td>3台</td></tr> </table>	1 小型動力積載車	9台	2 ポンプ自動車	3台	<p>消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>1 小型動力ポンプ</td><td>6台</td></tr> <tr><td>2 ポンプ自動車</td><td>6台</td></tr> </table> <p>ポンプ自動車にはB-3ポンプを積載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な積載器具 受令機、ホース、筒先、ジェットシュター、呼吸器、トランシーバー ・主な保有器具 チェーンソー、震災対策用器具 (バール、鋸) 	1 小型動力ポンプ	6台	2 ポンプ自動車	6台
1 水槽付ポンプ自動車	1台																													
2 小型動力ポンプ積載車	44台																													
3 ポンプ自動車	1台																													
4 ミニ消防車(小型動力ポンプ積載)	3台																													
5 指令車	1台																													
6 携帯用発電機	57台																													
1 水槽付ポンプ自動車	1台																													
2 小型動力ポンプ積載車	1台																													
3 ポンプ自動車	7台																													
1 小型動力積載車	9台																													
2 ポンプ自動車	3台																													
1 小型動力ポンプ	6台																													
2 ポンプ自動車	6台																													
(車両等の更新状況)	<p>消防車両 ~ 15年 小型動力ポンプ ~ 10年 例年、消防車両は2台~4台で小型ポンプは2台~3台更新。</p>	<p>消防車両 ~ 18年から20年 小型ポンプ ~ 更新を行ったことがない。</p>	<p>消防車両 ~ 15年 小型ポンプ ~ なし 平均2年に1台購入。 平成13年度に1台更新</p>	<p>消防車両 ~ 12年 小型ポンプ ~ 10年 平成14年度に1台購入予定</p>																										

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
備品台帳で管理している。	被服等の貸与品の管理はしていない。 被服等の購入にあつては、新入団員分、き損時取替えの分を予算計上している。 被服等の配布は機会をとらえ分団車庫に配布をしている。	被服等の貸与品の管理及び配布方法が異なる。	
消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。 1 小型動力ポンプ積載車 7台 2 ポンプ自動車 3台 ・主な積載器具 無線機、ホース、筒先、消火器	消防団の車両台数及び積載器具は下記のとおりである。 1 小型動力ポンプ積載車 4台 2 ポンプ自動車 3台 3 携帯用発電機 7台 積載車にはB-3ポンプを積載している ・主な積載器具 無線機、ホース、筒先、ジェットシューター ・主な保有器具 ハンマー、バール	車両種別、積載器具及び保有器具が異なる。	現行どおりとし、常備の警防体制や地域の実情を参考に整備を行う。
車両等の更新は特に定めていない。	消防車両 ~ 15年 小型動力ポンプ ~ 10年 平成13年度に消防車両を1台更新した。	車両等の更新年数が異なる。	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(ホース保有状況)	各分団のホース保有本数は、25本～35本。 平成13年度の更新本数は30本。	各分団のホース保有本数は、26本～34本。 平成13年度の更新本数は20本。	各班のホース保有本数は、13本位 平成13年度の更新本数は15本。	各分団のホース保有本数は、40本。 平成14年度の更新本数は21本。
(携帯用受令機の保有状況)	携帯受令機は団長、副団長と各分団に配布。 (各分団3～5機) 平成14年度の携帯受令機更新数～10機	携帯受令機は各分団に配布している。(各分団2機)	携帯受令機は各班に1台 役場に6台、車載4台	携帯受令機は各分団車に積載している。 (各分団1機) 平成14年度の携帯受令機の更新は無し
(車両等の管理)	1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとおり。 ? 6ヶ月点検 ? 12ヶ月点検 6ヶ月点検は2～3時間で点検が終了するため2名の団員で工場へ出向し、点検を受け分団舎に車両を納庫する。12ヶ月及び車検は団員1名で出向し消防団係と連絡を取り合いながら、団員を分団舎まで送り、点検終了後、車庫に納庫する。 ? 車検 契約で業者依頼する。 ? 点検記録 各分団の機関担当者が自動車を運行するごとに自動車運行前点検記録表、自動車運転日誌及び自動車運行集計表を作成し、毎月提出している。 2 各分団年2回実施する放水訓練時にポンプ性能検査、携帯用発電機及びチェンソーの点検を行っている。	1 消防車両の維持管理のための点検は下記のとおり。 (1) 車検 (2) 各分団月2回の点検の際、点検日誌に記入し、提出している。	1 消防車の維持管理のための点検は下記のとおり。 ? 車検 ? 各班年2回実施する消防演習時に消防資機材(ポンプ及び車両を含む。)の点検を行う。	1 消防車の維持管理のための点検は下記のとおり。 ? 消防団運転手による点検 毎月1回(月はじめ) ? 消防署員による点検 毎月1回(中旬) ? 各分団の機関担当者が自動車を運行するごとに自動車運行前点検記録表を毎月提出している。 2 各分団年1回メカによるポンプ性能検査を実施している。
26 報酬支給事務事業 (年報酬支給額)	1 団長 86,300円 2 副団長 68,800円 3 分団長 62,200円 4 副分団長 40,700円 5 部長 38,700円 6 班長 37,700円 7 団員 36,700円	1 団長 144,000円 2 副団長 100,000円 3 分団長 74,000円 4 副分団長 54,000円 5 部長 44,000円 6 班長 41,000円 7 団員 40,000円	1 団長 145,100円 2 副団長 100,800円 3 分団長 74,600円 4 副分団長 54,400円 5 部長 44,300円 6 班長 41,300円 7 団員 40,300円	1 団長 186,900円 2 副団長 132,400円 3 分団長 121,000円 4 副分団長 70,400円 5 部長 57,100円 6 班長 53,000円 7 団員 48,900円

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
各分団のホース保有本数は、20本～25本 平成13年度の更新本数は40本	各分団のホース保有本数は、25本～35本	保有ホース保有本数が異なる。	
携帯受令機は団長、副団長と各分団に 配布している。(各分団2機)	携帯受令機は該当なし。	携帯受令機の保有台数、保有形態が異なる。	
1 消防車両の維持管理のための点検は 下記のとおり。 (1) 車検 点検から分団車庫までの納庫まで 町内の自動車取扱店に依頼している (2) 各分団自動車運行前点検を毎月定 例日に実施している。 2 各分団年2回実施する春・秋の放水 訓練時にポンプ性能検査を実施してい る。	1 消防車両の維持管理のための点検は 下記のとおり。 (1) 車検 (2) 各分団の機関担当者が自動車を運 行することに自動車運行前点検記録 表、自動車運転日誌を作成する。	点検内容、回数が異なる。	
1 団長 143,200円 2 副団長 92,500円 3 分団長 84,400円 4 副分団長 46,700円 5 部長 42,700円 6 班長 41,200円 7 団員 39,700円	1 団長 143,200円 2 副団長 92,500円 3 分団長 84,400円 4 副分団長 51,800円 5 部長 42,700円 6 団員 39,700円	報酬額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(支給日)	年度末(3月)の費用弁償支給日	9月末と3月末の2回で半分ずつ支給	年度末3月中に支給	吉田町に同じ。
(支給方法)	各個人口座に振り込む	各分団長が各団員に現金支給	現金支給	分団長に現金で支払う
(途中退団及び入団年報酬支給額)	<p>1 途中退団者の場合4月を基準とした在籍月数を12で除し、階級ごとの年報酬額を乗ずる。 ただし、退職した日が月の初日であるときは、その属する前日をもって終わるものとする。 また、算定した年報酬に端数が生じたときは小数点以下切り捨てる。</p> <p>2 途中入団者の場合消防団になった日の属する月の翌月から起算して在籍月数を12で除し、階級ごとの年報酬を乗じ、端数が生じた場合は小数点以下切り捨てる。 ただし、入団した日が月の初日であるときは、その属する月を含む。</p>	報酬は、年の中途において新たに団員となったもの又は退職した者には月割計算によって計算する。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。
(年報酬以外)	<p>1 庶務担当者報酬 3,200円(月額)</p> <p>2 機関整備担当者報酬3,000円(月額)</p>	特になし	<p>1 可搬動力ポンプ機関員 2,100円(月額)</p> <p>2 消防自動車の機関員 3,500円(月額)</p> <p>3 積載自動車の機関員 3,500円(月額)</p>	<p>1 消防車ポンプ車運転手 報酬 36,900円(年額)</p> <p>2 機関要員報酬 23,700円(年額)</p> <p>3 ラッパ手報酬 9,200円(年額)</p>
(支給日)	費用弁償支給日と同日	費用弁償支給日と同日	費用弁償支給日と同日	費用弁償支給日と同日

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ。	年度末	支給時期が異なる。	
各分団の口座に振り込む。	松元町に同じ。	支給方法、相手が異なる。	
吉田町に同じ。	1 途中退団者の場合日割計算による。 算定した年報酬に端数が生じたときは小数点以下切り捨てる。 2 途中入団者の場合同上	算定方法が異なる。	
1 ポンプ要員 7,400円(年額) 2 機関員 37,700円(年額) 3 ラッパ隊員 16,600円(年額)	1 自動車部長 10,000円(年額) 2 動力部長 7,600円(年額) 3 自動車要員 6,100円(年額) 4 可搬動力要員 4,800円(年額) 5 運転手 34,800円(年額) 6 ラッパ隊長 22,100円(年額) 7 ラッパ副隊長19,600円(年額) 8 ラッパ隊員 16,600円(年額)	支給額及び支給種目が異なる。	
年度末	年度末	支給時期が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
27 消防団運営交付金事務事業 (交付金の対象経費)	1 会議費(会議に使用する資料等の経費、会場借り上げ料等) 2 通信費(団員の招集、事務連絡等の電話代、郵便料) 3 燃料費(プロパンガス、灯油等の燃料代) 4 事務費(事務用品類) 5 消耗品費(ゴム印、湯のみ類等) 6 訓練費(訓練、研修に必要な資機材の購入経費等) 7 対外交流費(分団間の情報交換に要する経費等)	該当なし。	該当なし。	1 会議費 (会議に使用する資料等の経費、会場借り上げ料等) 2 訓練費 (訓練、研修に必要な資機材等の購入経費等) 3 報酬(後援会役員8人に対する報酬) 4 旅費(後援会役員の研修旅費等) 5 食料費 (総会、消防大会等の反省会助成) 6 繰出金 (団員の退職慰労金、退職積立金)
(運営交付金の手続き)	鹿児島市補助金等交付規則に定めるところにより、交付申請、前払い請求、実績報告書を提出する。	該当なし。	該当なし。	鹿児島市に同じ。
28 消防協力会事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	名称を後援会とした、消防団を助成する組織である。
29 消防団に関する委託事務事業	1 消防団員健康診断 2 消防無線維持点検 3 消防操法大会会場設営	1 該当無し 2 年2回実施 3 該当無し	吉田町に同じ。	該当なし。
30 火災予防条例規制事務事業	消防用設備等の技術上の基準の付加の規定がある。	消防組合には付加の規定がない。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	付加の規定がない。
(少量危険物)	消防法、市火災予防条例の他小危移動タンクの取扱いについての規定がある。	始良郡西部消防組合の少量危険物及び指定可燃物の届出事務処理運用基準(H8年1月1日)による。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	消防団員活動費として 1 会議費 2 通信費 3 食料費等	運営交付金の使途目的が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	鹿児島市に同じ。	交付を受ける事務手続きが異なる。	
該当なし。	町内各世帯から会費を徴収し、防火用具の購入や消防団活動の補助を行う。	組織の結成状況が異なる。	合併時に廃止する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	委託項目が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
付加の規定がない。	松元町に同じ。	火災予防条例の付加規定制定状況が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	規定制定状況、規定の内容が異なる。	

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(査察)	査察規程により、第1種から第5種の5種類に分類し、1年から3年に1回は査察を実施する。 一般対象物について、月2回程度地域を定めて査察を実施している。 査察台帳は支援情報システムに入力している。	始良郡西部消防組合の火災予防査察規程(H9年10,31)1号、2号、危険物施設年1回以上、その他は必要に応じ実施。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	消防立入検査等に関する規則により、1号から3号の3種類に分類し、1年に1回又は、必要の都度立入検査を実施する。 一般対象物については、必要の都度立入検査を実施することとしている。
(認可外保育所)	認可外保育所を独自に台帳を作成し、立入検査等を実施している。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
31 自主防火組織事務 (婦人防火クラブ)	平成14年度4月1日現在 22クラブ(4,085名)が結成している。	該当なし。	該当なし	平成14年4月1日現在 1クラブ(25名)が結成している。
(少年消防クラブ)	平成14年度4月1日現在 2クラブ(86名)が結成している。	該当なし。	該当なし	平成14年4月1日現在 3クラブ(43名)が結成している。
(幼年消防クラブ)	平成14年度4月1日現在 4クラブ(639名)が結成している。	2クラブ(37名)が結成している。	該当なし	平成14年10月1日現在 5クラブ(268名)が結成している。
(防火協力会)	557防火協力会が加入している。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
32 煙火の消費許可に関する事務処理要綱	事務処理要綱～有り 内容～略	始良郡西部消防組合の事務処理要綱による。	県で行っている。	事務処理要綱を作成中である。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合で実施している。 査察規定により第1種から第3種に分類し、1年から5年に1回の査察を実施している。 一般住宅は実施しないが、火災予防運動期間中に独居老人(65才以上)の防火査察を実施している。	松元町に同じ。	規定の内容、査察台帳及び支援情報システムが異なる。	
該当なし。	該当なし。	規程の制定状況が異なる。	
平成14年4月1日現在 1クラブ(79名)が結成している。	平成14年4月1日現在 2クラブ 20名	組織結成状況が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	組織の結成状況が異なる。	
平成14年4月1日現在 1クラブ(60名)が結成している。	平成14年4月1日現在 1クラブ(24名)が結成している。	組織の結成状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	制度が異なる。(鹿児島市のみ。)	
日置地区消防組合の事務処理要綱による。	松元町に同じ。	要綱の有無、要綱の内容が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
33 危険物保安技術協会への委託事業	消防法により検査の委託ができる危険物施設の許可等の申請があった場合、委託を行っている。	該当なし。	該当なし。	特定屋外タンク貯蔵所定期保安検査審査委託 変更許可申請審査委託
34 消防同意事務	建築同意事務処理規程 中高層建築物指導基準の規定がある。	姶良郡西部消防組合で実施	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
	建築基準法第7条の6の規定に基づく仮使用承認に係る消防協議等の事務取扱要綱を定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
	不動産取得税等の特例による消防用設備の証明事務処理要綱を定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
	社会福祉施設等に係る防火安全対策の推進についてを定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし。
	予防関係運用基準を定めている。	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	関係法令の他通達及び消防機関の行政手続指針等により対処している。
35 り災証明発行事務	発行場所～4ヶ所 印鑑～不要 13年り災証明発行数～367枚 消防関係証明事務取扱要綱を定めている。	発行場所は町内になく姶良郡西部消防組合の加治木町の本部だけである。 印鑑～必要 13年り災証明発行数～4枚 事務処理要綱等は定めていない。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	発行場所～消防本部の1カ所 印鑑～必要 13年り災証明発行数～13枚 消防関係証明事務取扱要綱及び消防関係証書記載要領を定めている。

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	危険物保安技術協会への委託状況が異なる。	現行どおり。
日置地区消防組合予防事務要綱で規定している。	日置地区消防組合予防事務要綱で規定している。	規定制定の有無、規定の内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	事務処理要綱の設置状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	事務処理要綱の設置状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	指導指針の策定状況が異なる。	
該当なし。	該当なし。	基準の設置状況、基準内容が異なる。	
発行場所は町内になく、日置地区消防組合の消防本部及び分遣所の3ヶ所である。 印鑑～必要 13年り災証明発行数～11枚 事務処理要綱等は定めていない。	松元町に同じ。	発行場所、申請様式、事務取扱要綱の制定状況が異なる。	

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
36 施設維持管理事務	消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む): 49棟 2 有償借地: 3箇所 (借地料年額389,450円) 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績(年額) 電気638,000円 水道593,538円 4 通信費(電話) 13年度実績(年額) 1,840,896円	消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む): 9棟 2 有償借地: 3箇所 借地料: 年額42,250円 3 光熱水費(電気、水道、ガス) 13年度実績(年額) 電気355,200円 水道 16,840円 ガス 21,021円 4 通信費: なし	消防詰所(車庫)の維持管理について 1 消防詰所・車庫: 13棟 2 無償借地: 6箇所 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績(年額) 電気116,428円 水道 49,272円	消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎: 6棟 (班舎を含む) 2 有償借地なし 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績 電気72,215円 水道27,930円 4 通信費(電話) 13年度実績(年額) 87,984円
37 寝具類賃貸借事務	1 消防署・分遣隊等に勤務する隔日勤務者の寝具類の賃貸借について ? 職員1人に対して下記の寝具を配布している。 掛布団、肌布団、敷布団、毛布、枕をそれぞれ1枚ずつ ? それぞれにカバーを3枚 ? それぞれのカバーについて契約期間内に24回以上(2週間に1回)洗濯を行う。 2 契約について 指名競争入札により業者を決定している。	一部事務組合の事務 1 職員2人に対して下記の寝具を配布している。 ? 掛布団、肌布団、敷布団、毛布枕をそれぞれ1枚ずつ ? それぞれにカバーを1枚 ? それぞれのカバーについて1週間に1回業者が交換している。 ? 契約について 随意契約により決定している。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	1 肌布団1枚 カバーを1枚 個人で管理 2 寝具類については、見積り入札

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む): 8棟 2 有償借地なし 3 光熱水費(電気) 13年度実績(年額)120,000円 4 通信費: なし	消防分団舎の維持管理について 1 消防分団舎(班舎を含む): 7棟 2 有償借地: 1箇所 借地料(年額)45,000円 3 光熱水費(電気、水道) 13年度実績 電気76,216円 水道25,590円 4 通信費: なし	土地の保有形態が異なる。(分団舎の中にコミュニティー施設が含まれているものがある。)	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務 職員2人に対して下記の寝具を配布している。 掛布団,肌布団,敷布団,毛布,枕をそれぞれ1枚ずつ、カバーは各人へ配布。 1週間に1回カバーの取替えを行っている。 契約について 入札に基づいて業者を決定している。	松元町に同じ。	寝具の種類及び配布の方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
38 消防職員被服貸与事務	<p>男性吏員 冬帽、夏帽、略帽、作業帽、防火帽 冬救急帽、盛夏救急帽、冬活動服 夏活動服、安全帽、外とう、冬服 夏服、雨衣、ワイシャツ、防火衣 冬救急服、盛夏救急服、救急白衣 救助服、ネクタイ、バンド、靴 消防手帳</p> <p>女性吏員 冬帽、夏帽、略帽、作業帽、防火帽 冬救急帽、盛夏救急帽、冬活動服 夏活動服、安全帽、冬服、夏服 雨衣、コート、防火衣、冬救急服 盛夏救急服、救急白衣、救助服 ブラウス、ネクタイ、バンド、靴 消防手帳、バッグ</p> <p>関係職員 冬帽、夏帽、作業帽、冬服、夏服 冬活動服、夏活動服、外とう、雨衣 ワイシャツ、ネクタイ、バンド、靴</p> <p>救助服は救助隊員のみ 救急帽、救急服の夏冬及び救急白衣 は救急隊員のみ</p>	<p>一部事務組合の事務</p> <p>消防吏員 冬帽、冬救急服、夏帽、盛夏救急服 略帽A型、救急白衣、略帽B型 救助服、防火帽、防寒衣、冬救急帽 夏救急帽、雨衣、ワイシャツ 安全帽、手袋、冬服、夏服、バンド 活動服、防火衣、靴、消防手帳</p> <p>関係職員 冬帽、夏帽、略帽A型、略帽B型 防寒衣、雨衣、ワイシャツ、手袋 冬服、夏服、バンド、活動服、靴</p>	<p>鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>	<p>冬帽、夏帽、夏アポロ帽、冬アポロ帽 防火帽、安全帽、冬服、夏服、夏活動服 冬活動服、防火衣、冬救急服、盛夏救急服 救急白衣、救助服、外とう、雨衣、ネクタイ バンド、靴(半長靴)、消防手帳</p> <p>救急服は夏冬どちらか一方を救命士の みに貸与 救急白衣は全員に貸与</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>一部事務組合の事務</p> <p>消防吏員 略帽と夏活動服は貸与無し 冬救急帽と盛夏救急帽は同じものを 使用している。</p> <p>上記のほかは鹿児島市と同様</p> <p>関係職員 冬帽、夏帽、作業服、冬服、夏服 夏活動服、冬活動服、外とう 胸章</p>	<p>松元町に同じ。</p>	<p>貸与品の種類と期間が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
39 消防自動車管理事務	<p>1 消防自動車の研究及び改善について。 ? 消防車両の整備に係る総務委員会で車両の改善等を審議 ? 購入車両(新規,更新)の仕様書作成及び改善事項の検討</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について ? 常備の車両の法定点検は指定業者に依頼し、車検は、指定業者の入札で行う。修理は軽微なもの以外は、指定業者に依頼する。 ? 非常備の車両 点検及び車検は常備と同じ。 車両の点検、整備は毎月9日に消防団の機関担当者が行う。</p> <p>3 消防自動車の管理業務について。 ? 管理車両等の保有状況 常備 緊急車78台、緊急車以外9台 単車27台 非常備 緊急車両50台 小型動力ポンプ台数 常備 20台 非常備48台 ? 陸運支局の講習会を年1回受講する。 ? 自動車整備状況検査の実施 常備は年2回機械担当が実施する。 ? 車両購入の登録、廃車の手続き、陸運等への届出関係は落札業者に依頼する。 廃車車両は契約課の所管で入札競売</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について。 消防ポンプ性能検査の実施 常備は各署、各隊で実施する。 非常備は年2回機械担当が実施する。</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 職員へは消防ポンプ等の研修及びポンプ運用、運転技術の指導及び運行訓練 団員へは機関担当者に消防ポンプ等及び消防機械器具の取り扱い指導を行う。</p>	<p>1 消防自動車等の研究及び改善について。 非常備のみ(常備は消防組合で実施) ? 消防車両の更新は18年とする。 ? 購入車両の仕様書作成及び改善事項の検討</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について。 非常備の車両 ? 車検は指定業者に依頼する。仕様書は作成していない。 ? 修理は軽微なもののみを行い、必要に応じて指定業者に依頼する。 ? 車検と毎月2回の点検は各分団で行う。 消防車両の管理業務について。 ? 車両等の保有状況 緊急車両9台 小型動力消防ポンプ7台 ? 陸運支局の講習は受講していない。 ? 整備状況検査は実施していない ? 車両購入及び廃車手続きは公印使用のため書類作成を行い、届出は落札業者に依頼する。廃車についても業者依頼(仕様書中で契約)</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について。 各分団、月2回の点検を実施している。</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について。 年1回火災予防週間に訓練を行い、技術の向上を図る。</p>	<p>非常備の車両について 1 車両の購入について 新規購入は町予算により執行する。 2 消防自動車の整備及び修理について 車検整備は年度当初の総務課の契約に基づいて行う。 3 消防自動車の保有状況 ポンプ車3台 小型動力ポンプ積載車9台 4 消防ポンプの性能に関すること 不都合が起こった場合、総務課消防防災係に連絡し随時修理等を行う。 5 機関員の研修及び技術向上について 団員は県消防学校の機関科研修に年1回2名を派遣している。</p>	<p>1 消防自動車の研究及び改善について ? 購入車両(新規,更新)の仕様書作成及び改善事項の検討</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について ? 常備の車検は町指定業者に依頼し、修理は軽微なもののみを行い、必要に応じて指定業者に依頼する。 ? 非常備車両の車検は指定業者に依頼し、車両の点検整備は毎月1回職員が点検、月2回は分団機関員が実施する。</p> <p>3 消防自動車の管理業務について ? 管理車両等の保有状況 常 備：緊急車9台、緊急車以外1台 非常備：緊急車6台 小型動力消防ポンプ台数 常備2台、非常備6台 ? 陸運の講習は受講していない。 ? 自動車整備状況検査は、年2回整備管理者が実施する。 ? 車両購入及び廃車手続き、届出は落札業者に依頼する。廃車についても業者依頼(仕様書中で契約)</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について 常 備：年1回ポンプ業者に依頼 非常備：年1回ポンプ業者に依頼</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 職員：消防ポンプ関係の研修及びポンプ運用指導。運転技術の指導及び運行訓練の実施 団員：機関担当者に消防ポンプ関係、消防機械器具の取り扱い指導</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>1 消防自動車の研究及び改善に関すること 常備の車両については、日置地区の消防総合計画に基づき年次計画で改善、更新をおこなっている。</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理に関すること 常 備：日置地区で実施 非常備：毎月団員が点検等を行う。</p> <p>3 消防自動車の管理業務 ? 車両の保有状況 常備車両(日置地区) 緊急車14台 緊急外3台 小型動力ポンプ 2台(B-3) 非常備(町で管理) 緊急車両10台(普通車) 小型動力ポンプ 9台(B-3型)</p> <p>? 陸運の講習は年1回受講 ? 自動車整備状況検査の実施 常備は月1回各署で実施する。</p> <p>? 車両の購入及び廃車は、常備は鹿児島市と同様であるが、非常備は町の総務課で入札競売手続きを行う。</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について 常備は毎月の車両点検時に点検を行い、異常があったら業者に修理依頼する。 非常備は年2回各分団で実施する。</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 職員：各署所で実施 団員：各分団で実施、要請をすれば消防組合が指導を行う。</p>	<p>1 消防自動車の研究及び改善について 常備の車両については、日置地区の消防総合計画に基づき年次計画で改善更新をおこなっている。</p> <p>2 消防自動車の整備及び修理について 常 備：日置地区で実施 非常備：毎月団員が点検等を行う。</p> <p>3 消防自動車の管理業務 ? 車両の保有状況 常備車両(日置地区) 緊急車 14台 緊急以外 3台 小型動力ポンプ 2台(B-3) 非常備(町で管理) 緊急車両 7台(普通車) 小型動力ポンプ 4台(B-3型)</p> <p>? 陸運の講習は年1回受講 ? 自動車整備状況検査の実施 常備：月1回各署で実施</p> <p>? 車両の購入及び廃車は、常備は鹿児島市と同様であるが、非常備は町の総務課で入札競売手続きを行う。</p> <p>4 消防ポンプの性能検査について 常備は毎月の車両点検時に点検を行い異常があったら修理依頼する。 非常備は定期的に各分団で実施</p> <p>5 機関員の研修及び技術向上について 職員：各署所で実施 団員：各分団で実施、要請をすれば消防組合が指導を行う。</p>	<p>常備と非常備の車両では、整備点検方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
40 その他の庶務事務	1 給与証明、就労証明発行を申請に対して随時行う。 2 年末調整事務 3 定期参集を年3回実施 4 職員意見発表会を毎年実施 5 全国消防グループ保険事務	1 役場の事務として行っている。 2 役場の事務として行っている。 3 消防組合で年1回以上実施 4 消防組合で実施 5 消防組合で実施	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	1 役場の事務として行っている。 2 役場の事務として行っている。 3 消防本部で年4回実施 4 消防本部で実施 5 消防本部で実施
41 消防吏員採用試験事務	次年度定年退職職員及び途中退職職員の欠員補充として採用試験を実施する。 1 採用試験委員会 2 採用試験案内(パンフレット作成・市民のひろば・新聞社・広報課等への依頼) 3 第1次試験 筆記試験は人事試験センターと契約 4 第2次試験 面接試験・適性試験・作文試験 体力試験・身体検査を実施する。 5 合格発表は文書で連絡する。	一部事務組合で行う事務である。 次年度定年退職職員及び途中退職職員の欠員補充で採用試験を実施する。 1 採用試験委員会 2 採用試験案内(広告、構成町広報紙等への掲載依頼) 3 第1次試験 筆記試験は人事試験センターと契約 4 第2次試験 面接試験・適性試験・作文試験 体力試験・身体検査その他管理者が必要と認める方法 5 合格発表は文書で連絡する。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	定年退職職員はいないが、年齢調整のため役場への出向職員の欠員補充として採用試験を実施している。 1 採用試験委員会 2 採用試験案内(喜入町広報誌、告示等役場総務課扱い) 3 第1次試験 筆記試験は人事試験センターと契約 4 第2次試験 面接試験・適性試験・作文試験 体力試験・身体検査を実施する。 5 合格発表は文書で連絡
42 大型免許取得奨励事務	消防吏員が採用後に大型自動車免許を取得した場合に、別に定める基準の範囲内で交付金を支給している (交付金支給基準) 1 年齢30歳以下の者 2 機関員登用試験に合格し、機関員の資格を有する者又はその見込みがあると認められる者 3 その他経験年数・適格性等を考慮し所属長が推薦する者	該当なし	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	該当なし

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 給与証明のみ行っている。 2 行っている。 3 消防組合で年4回実施 4 消防組合で実施 5 消防組合で実施	松元町に同じ。	実施している事務内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務である。 定員に欠員を生じた場合に実施する。 1 採用試験委員会は組合にある。 2 試験案内(構成町掲示板に公示) 3 第1次試験 筆記試験・口述試験・身体検査 体力測定を実施する。 4 第2次試験:面接試験 5 合格発表は文書で連絡する。	松元町に同じ。	採用受験内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務 交付金は支給していない 免許取得に行く場合は職免扱いを適用している。	松元町に同じ。	制度の有無、免許取得に行く場合の身分取扱が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
43 職員研修・学校派遣教育	<p>「派遣教育研修」と「内部教育研修」に分けて実施している。</p> <p>1 派遣教育研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 学校教育研修 <ul style="list-style-type: none"> 消防大学校 県消防学校 救急救命研修所 ? 消防長会等教育研修 <ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会等教育 全国消防長会九州支部教育 県消防長会教育 ? 鹿児島市職員研修所教育 ? その他教育 <p>2 内部教育研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 訓練研修センター教育 <ul style="list-style-type: none"> 基礎教育 応用教育 ? 主管課教育 <ul style="list-style-type: none"> 総務課教育 警防課教育 予防課教育 ? 所属教育 <p>3 学校派遣詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 消防大学校(2-3名派遣) <ul style="list-style-type: none"> 幹部研修科・予防科・警防科 ? 県消防学校 <ul style="list-style-type: none"> 初任科・初級(中級)幹部科・操法審査員研修・火災調査課程・救助科救急標準課程 ? 救急救命九州研修所(救急救命士の養成) <ul style="list-style-type: none"> 前期1名派遣、後期1名派遣 	<p>一部事務組合の事務</p> <p>「派遣教育研修」と「内部教育研修」に分けて実施している。</p> <p>1 派遣教育研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 学校教育研修 <ul style="list-style-type: none"> 消防大学校教育 県消防学校教育 救急救命研修所教育 <p>2 内部教育研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 主管課教育 <ul style="list-style-type: none"> 総務課教育 警防課教育 予防課教育 ? 所属教育 <p>3 学校派遣詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 消防大学校(2~3名派遣) <ul style="list-style-type: none"> 幹部研修科・危険物管理講習会 ? 県消防学校 <ul style="list-style-type: none"> 中級幹部科・火災調査課程 救助科・無線通信課程 ? 救急救命研修所九州研修所(救急救命士の養成)後期1名派遣 	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>(鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>	<p>1 派遣教育研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 学校教育研修 <ul style="list-style-type: none"> 消防大学校教育 県消防学校教育 救急救命研修所教育 ? 消防長会等教育研修 <ul style="list-style-type: none"> 全国消防長会等教育 全国消防長会九州支部教育 県消防長会教育 <p>2 学校派遣詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 県消防学校 <ul style="list-style-type: none"> 初任科・初級(中級)幹部科 操法審査員研修・火災調査課程 救助科・救急標準課程 ? 救急救命研修所九州研修所(救急救命士の養成) <ul style="list-style-type: none"> 現在救命士6名平成13年度からは派遣なし

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
一部事務組合の事務 1 派遣教育研修 ? 学校教育研修 消防大学学校教育 県消防学校教育 救急救命研修所教育 ? 消防長会等教育研修 全国消防長会等教育 全国消防長会九州支部教育 県消防長会教育 ? その他教育は特になし 2 内部教育研修 一般研修のみ行う。 3 学校派遣詳細 ? 消防大学校 毎年1-2名の専科教育及び講習会 ? 県消防学校 初級(中級)幹部科, 操法審査員研修 火災調査課程, 救助科, 救急標準課程 ? 救急救命九州研修所 (救急救命士の養成) 前期・後期それぞれ1名を派遣	松元町に同じ。	内部教育訓練、学校派遣科目が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
44 昇任・選考・機関員登用試験	<p>1 昇任試験 (消防士長・消防司令補・消防司令) ? 試験の方法は、競争試験で勤務実績及び勤務年限等を考慮し、筆記、口述及び術科試験を行う。 ? 受験資格 有 ? 受験手続 有 ? 試験委員会により合格者を決定 ? 合格証書 有</p> <p>2 選考試験(消防副士長) ? 受験資格 有 ? 受験手続 有 ? 選考の方法は、面接による口述審査人物審査及び術科 ? 選考委員会 ? 合格証書</p> <p>3 消防車両等の機関員の登用についてその適正な運用を図るため規定の定めるところにより実施している。 ? 受験資格 有 ? 受験手続 有 ? 試験の方法(筆記・道路運転技術)は競争試験,筆記試験(交通法規・消防機械・地理水利)による。 ? 試験委員会により合格者を決定 ? 合格証書 ? 機関員の登用</p>	<p>一部事務組合の事務である。</p> <p>1 昇任試験 (司令・司令補・士長・副士長) ? 昇任の方法は、競争試験又は選考による。 ? 試験の方法は、勤務成績及び勤務年限等を考慮し、筆記試験及び技術試験(士長・副士長)を行う。 ? 受験資格 有 ? 受験手続 有 ? 試験の採点 筆記試験、技術試験作文(論文)とする。 ? 勤務評定点、その他加算点有り ? 合格者の決定 昇任予定人員を考慮のうえ高点順に決定する。</p> <p>2 機関員登用試験は、該当なし。</p>	<p>鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>	<p>採用試験は役場総務課で行っている。</p> <p>1 昇任試験 (消防士長・消防司令補・消防司令) 試験の方法は、競争試験とするが消防長が必要ないと認めた場合は実施しない(現状は競争試験は実施していない) 勤務実績及び勤務年限等を考慮し、筆記、口頭試験を行う。 受験資格有り。</p> <p>2 選考試験(消防副士長) 実施していない。</p> <p>3 機関員登用試験は、該当なし</p>
45 表彰事務(消防職員・一般消防協力者)	<p>消防職員並びに一般の消防協力援助者に対するの表彰・感謝状等の取扱について定めている。 (表彰審査会の設置) 被表彰者の選考及び表彰に関する重要事項を審査し、表彰の適正を期するため表彰審査会を置いている。 (表彰の方法：賞詞、賞状、永年勤続証書又は感謝状)</p>	<p>一部事務組合の事務 消防職員並びに一般の消防協力援助者に対するの表彰・感謝状等の取扱について定めている。 (表彰審査会の設置) 被表彰者の選考及び表彰に関する重要事項を審査し、表彰の適正を期するため表彰審査会を置いている。 (表彰の方法：表彰状又は感謝状を授与している。)</p>	<p>鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)</p>	<p>一般、又は団体の消防協力者に対しての表彰・感謝状等の取扱について定めている。 表彰の方法：感謝状</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
一部事務組合の事務 1 昇任試験について (副士長・士長・司令補) 欠員が生じた場合随時実施し、方法は競争試験、内容については、学科面接による口述考査を行う。 2 副士長昇任試験は、術科試験を行う 受験資格 有 受験手続 有 組合管理者等と協議のうえ合格者の決定する。 3 機関員登用試験は、該当なし。	松元町に同じ。	昇任試験の種類及び試験や選考の方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務 表彰規程で定めてある 賞罰審査委員会で決定 表彰の方法(職員・部外者等の表彰)	松元町に同じ。	表彰規程内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
46 勤務制度	4週6休 勤務時間 隔日勤務者 14時間05分 / 1当務 日勤者 7時間45分 / 1日 (4週8休)	始良郡西部消防組合 4週8休 勤務時間 隔日勤務者 15時間30分	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	喜入町消防本部 8週16休 勤務時間 隔日勤務者 15時間30分
47 施設・車両整備事業	<p>消防拠点の再編に伴う分遣隊庁舎等の改修及び老朽化している庁舎設備の改修を行い、消防体制の充実強化をしようとするもの。</p> <p>又、経年劣化等によりエンジンやポンプの性能が低下している消防自動車を年次計画に基づき更新し各種災害現場における消防力を強化するとともに、通常業務における業務効率の向上を図ろうとするもの。</p> <p>1 14年度事業内容 ? 城西分遣隊の改修(シャッター設置外)、改修後城西分団舎として使用 ? 城西分団舎の解体 ? 甲南分遣隊の救急隊仮眠室及び事務室の増築 ? 上町分遣隊の事務室及び待機室の壁塗り替え ? 救助工作車1台(救助し機材含む) ? 小型動力ポンプ積載車3台(消防団) ? 小型動力ポンプ5台</p> <p>2 鹿児島市の消防庁舎 ? 1本部(山下分庁舎内) 3署, 14分遣隊(受託分含む)</p> <p>3 消防車両保有状況(受託分含む) ? 常備88台(消防ポンプ車23台, はしご車4台, 救急車12台, 救助工作車3台, 指揮車3台, その他43台) ? 非常備50台(消防ポンプ車2台, 小型動力ポンプ積載車44台)</p>	<p>常備関係は一部事務組合の事務</p> <p>経年劣化等によりエンジンやポンプの性能が低下している消防自動車を年次計画に基づき更新し各種災害現場における消防力を強化するとともに、通常業務における業務効率の向上を図ろうとするもの。</p> <p>1 14年度事業内容 小型ポンプ付積載車1台 (溝辺分遣所分)</p> <p>2 消防車両保有状況 ? 常備24台(組合分) 消防ポンプ車7台 救急車7台 救助工作車1台 指揮車1台 小型ポンプ付積載車5台 その他3台</p> <p>? 非常備(吉田町分) タンク車1台 ポンプ車7台 積載車1台</p>	<p>整備事業なし 消防車両保有状況 非常備11台 ポンプ車3台 小型ポンプ付積載車9台</p> <p>常備車両は鹿児島市で実施する。</p>	<p>経年劣化等によりエンジンやポンプの性能が低下している消防自動車を年次計画に基づき更新し各種災害現場における消防力を強化するとともに、通常業務における業務効率の向上を図ろうとするもの。</p> <p>1 14年度事業内容 消防ポンプ自動車1台更新 (消防団車両)</p> <p>2 消防車両保有状況 ? 常備10台 消防ポンプ車1台 高所放水車1台 化学車2台 救急車2台 泡原液搬送車1台 指揮車1台 その他2台</p> <p>? 非常備6台 消防ポンプ車6台</p>

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
日置地区消防組合 4週8休 勤務時間 隔日勤務者 16時間00分	松元町に同じ。	隔日勤務者の勤務時間が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
常備関係は一部事務組合の事務 1 14年度事業内容 ? 訓練塔整備(本署・北部) ? 前進基地局増設 ? 庁舎改修 2 消防車両保有状況 ? 常備17台 消防ポンプ車4台 救急車4台 救助工作車1台 指揮車1台 その他7台 ? 非常備10台 消防ポンプ車3台 小型ポンプ積載車7台	常備関係は一部事務組合の事務 1 14年度事業は松元町に同じ。 2 車両保有 ? 非常備7台 ? 消防ポンプ車3台 ? 小型ポンプ積載車4台	整備事業の目的、年次計画の有無が異なる。 車両についても、年次的な車両整備計画の有無及び 事業規模が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(22) 消防関係事業

消防専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
48 消防出初式	1 実施日 毎年1月6日 2 場 所 鹿児島市消防総合訓練研修センター (平成14年から) 3 参加車両 署～梯子車, 救助工作車, 救急車約15台 団～小型動力ポンプ積載車等約22台 4 参加人員 消防職・団員約950名 消防出初式への消防団の参加については、警備上の関係から45分団を地区別に区分し、概ね隔年毎の輪番参加としている。	1 実施日 毎年1月6日午後 2 場 所 本城小学校グラウンド 3 参加車両 消防車等9台 4 参加人員 消防団員全員	1 実施日 毎年1月8日に実施 2 場 所 桜島町溶岩グラウンド 3 参加車両 小型動力ポンプ積載車等12台 4 参加人員 全団員159人	1 実施日 毎年年始式後の日曜日 2 場 所 喜入八幡温泉保養館多目的広場 3 参加車両 署～3点セット、救急車等6台 団～ポンプ車6台 新日本石油～3点セット 4 参加人員 消防職・団員135名 新日本石油 20名
49 消防組織	消防局の組織 3 署 17本署・分遣隊 職員数 406名 男性吏員401名 女性吏員 2名 事務職員 3名	一部事務組合 始良郡西部消防組合 1 署 1本署 4分遣所 職員数 118名(消防長含む) 男性吏員 117名 事務職員 1名 吉田町に分遣所が1箇所ある。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)	喜入町消防本部 1 署 1本署 職員数 24名(消防長含まない) 男性吏員 24名

(様式2) その2

(22) 消防関係事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 実施日 毎年1月5日又は6日の午後 2 場 所 松元中学校グラウンド 3 参加車両 署～救助工作車、救急車等 団～消防ポンプ車等10台 4 参加人員 消防団員全員127名	1 実施日 毎年1月5日又は6日 2 場 所 郡山中学校グラウンド 3 参加車両 署～救助工作車、救急車等 団～消防ポンプ車等7台 4 参加人員 消防団員全員	開催日、参加形態が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合 日置地区消防組合 1 署 1 本署 2 分遣所 職員数 87名(消防長含む) 男性吏員 83名 事務職員 4名	松元町に同じ。	組織形態が異なる。	吉田町と喜入町の署所は、分遣隊として合併時に鹿児島市の制度に統合する。